

〇市川市工業地域等における大型マンション等建築事業の施行に係る事前協議の手続等の特例に関する条例施行規則

平成 15 年 12 月 10 日
規則第 79 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市川市工業地域等における大型マンション等建築事業の施行に係る事前協議の手続等の特例に関する条例(平成 15 年条例第 58 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定地域)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項第 5 号の規則で定める地域は、市川市立新井小学校の通学区域に係る地域(用途地域の区分が工業地域である地域に限る。)とする。

(計画相談書の様式等)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の大型マンション等建築事業計画相談書(第 7 条において「計画相談書」という。)は、様式第 1 号によるものとし、その添付図書は、条例第 5 条第 2 項に規定する書面のほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業区域の案内図
- (2) 事業区域を明らかにする公図の写し
- (3) 土地利用計画図
- (4) その他市長が必要と認める図書

(近隣住民等に対する説明の方法等)

第 4 条 条例第 5 条の 2 第 1 項の規定による説明は、次に掲げる図書を示して行わなければならない。

- (1) 事業区域の案内図
- (2) 土地利用計画図
- (3) 建築物の立面図
- (4) 次に掲げる事項を記載した書面
 - ア 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)
 - イ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
 - ウ 計画人口の合計数
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 条例第 5 条の 2 第 2 項の規定による報告は、大型マンション等建築事業近隣住民等説明報告書(様式第 2 号)により行うものとする。

(大型マンション等建築事業計画相談回答書)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項の規定による回答は、大型マンション等建築事業計画相談回答書(様式第 3 号)により行うものとする。

(勧告書の様式等)

第 6 条 条例第 6 条第 2 項の規定による勧告は、大型マンション等建築事業に関する(変更・延期・中止)勧告書(様式第 4 号。次条において「勧告書」という。)により行うものとする。

(経過簿の組成)

第 7 条 条例第 7 条第 1 項の大型マンション等建築事業に関する経過簿は、大型マンション等建築事業に関する経過書(様式第 5 号)、計画相談書及び計画相談書の添付図書並びに勧告書の写し(条例第 6 条第 2 項の規定により勧告をした場合に限る。)をもって組成する。

(公表の方法)

第 8 条 条例第 7 条第 2 項の規定による公表は、一般の閲覧に供するほか、広報紙への掲載又はインターネットの利用により行うものとする。

- 2 前項に規定する閲覧の場所は、市川市市川南 2 丁目 9 番 12 号市川市街づくり部開発指導課とし、閲覧の時間は、市川市本庁機関及び外部機関の執務時間に関する規則(昭和 55 年規則第 2 号)第 2 条に規定する執務時間内とする。

(自動車駐車場の整備基準を緩和することができる工業地域等に係る駅)

第 9 条 条例別表第 3 項ただし書の規則で定める駅は、東日本旅客鉄道株式会社市川駅及び本八幡駅とする。

附 則

この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日規則第 83 号)

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 24 日規則第 3 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日規則第 10 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 18 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 10 月 14 日規則第 38 号)

この規則は、平成 23 年 10 月 17 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 25 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 11 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 27 日規則第 35 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 4 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 32 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する第 1 条の規定による改正前の市川市工業地域等における大型マンション等建築事業の施行に係る事前協議の手續等の特例に関する条例施行規則に定める様式及び第 2 条の規定による改正前の市川市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に定める様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。